

入札説明書

令和7年度矢板地区外有害鳥獣（ニホンジカ）誘引捕獲委託事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：令和7年4月25日

2. 契約担当官等

（1）入札執行官

分任支出負担行為担当官 塩那森林管理署長 伊藤 香里

（2）契約担当官

分任支出負担行為担当官 塩那森林管理署長 伊藤 香里

3. 事業の概要 （詳細は特記仕様書のとおり）

（1）事業名 令和7年度矢板地区外有害鳥獣（ニホンジカ）誘引捕獲委託事業

（2）事業内容 くくりわなによるニホンジカ誘引捕獲（捕獲目標頭数140頭）

（3）事業場所 栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字西古屋沢国有林306い林小班外

（4）履行期間 契約締結の日の翌日から令和7年12月10日まで

4. 入札の方法

本入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。この場合、令和7年5月9日までに、電子調達システムによることが困難である理由を記載した書面を8（1）イの場所に持参又は郵送（書留郵便に限る、期限必着）により提出すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く。）の間に受付を行う。

5. 競争入札参加資格

本競争に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

（1）法人又は法人の連合体であること。

（2）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

（3）令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「関東・甲信越」の競争参加資格を有する者であること。

（4）法人の連合体として入札に参加する場合は、構成員の全てが（2）及び（9）の要件を満たすとともに、本競争に単体法人として参加しないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

(6) 競争参加資格確認の申請期限から開札までの期間に関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政第 338 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 本競争に参加する他の者との間に以下の関係がないこと(関係する者のすべてが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若しくは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 18 条の 2 の都道府県知事の認定を受けており、本事業の実施に際して、事業管理責任者 1 名、捕獲従事者及び作業従事者を 2 名以上(捕獲従事者は 1 名以上)配置できること。なお、本事業に従事する者は直接雇用している者に限る。

ア 事業管理責任者

本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

(ア) 入札日から遡って 5 年以内に環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 「心肺蘇生」「外傷の応急手当」「搬送法」を含む救急救命講習を受講しており、入札日当日までその効力を有していること。また、有効期限に定めが無い場合は入札日から遡って 5 年以内に受講していること。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

イ 捕獲従事者

鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

(ア) 事業計画書提出日から遡って 5 年以内に環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 「心肺蘇生」「外傷の応急手当」「搬送法」を含む救急救命講習を受講しており、事業計画書提出日までその効力を有していること。また、有効期限に定めが無い場合は入札日から遡って 5 年以内に受講していること。

ウ 作業従事者

車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 本事業への従事を予定する者が損害賠償保険（保険金額が3,000万円以上のものに限る。）及び従事者傷害保険（死亡保険金が1,000万円以上のものに限る。）に加入していること。

(11) 以下の届出を行っていること。（届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 本事業と同様の捕獲方法による実績を有すること。

(13) 上記に定める免許や資格、保険は事業計画書提出日と定めがない限り入札日当日にその効力を有していること。

(14) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>）

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び確認資料を次に掲げるところに従って提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、5(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書を提出することができる。この場合、本競争に参加するためには、入札締切の時までに当該認定を受けていることについて契約担当官の確認を受けなければならない。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

原則として8(1)イの電子メールアドレスにPDFファイル形式により提出すること。

(3) 提出期間

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和7年4月28日午前9時00分から令和7年5月9日午後4時00分まで（ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。）

イ 紙入札方式により参加する場合

令和7年4月28日午前9時00分から令和7年5月9日午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 期間内に申請書を提出しなかった者及び競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。競争参加資格の有無については令和7年5月12日までに通知する。なお、電子調達システムにより参加する場合は電子調達システムにより通知し、

紙入札方式により参加する場合は電子メール等により通知する。

(5) 申請書は次に従い作成し、必要な書類を添えて提出すること。

ア 申請書は様式資 1 により作成すること。

イ 全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。

ウ 法人としての捕獲事業の実績

様式資 2 に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。

エ 事業管理責任者の資格等

本事業と同様の捕獲事業に従事した実績及び必要な資格等は、様式資 3 に記載すること。なお、実績として記載した捕獲事業の内容が確認できる書類、資格及び免許等については写しを添付すること。

オ 捕獲従事者及び作業従事者

必要な資格等は、様式資 4 に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。なお、捕獲従事者及び作業従事者を直接雇用していることを証明する資料を添付すること。

カ 損害賠償保険等（損害賠償保険・従事者傷害保険）及び社会保険等（健康保険・年金保険・雇用保険）の加入状況

配置予定者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は様式資 5 に記載し、その加入状況を証明する資料を添付すること。なお、証明書類において被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

キ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」（別紙様式 7）に記入すること。個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去 1 年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け チェックシート」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusankou/seisankakou/anzenkiban.html>）

(6) 申請書作成のための説明会及び確認資料についてのヒアリングは実施しない。

(7) 競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までに指名停止を受けた場合、競争参加資格がないものとする。

(8) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の事業管理責任者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして契約担当官が承認した場合においては、この限りではない。

7. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和 7 年 5 月 21 日午後 4 時 00 分。

イ 提出方法：書面は、原則として電子メールで PDF ファイル形式により 8（１）イのメールアドレスに送信するものとする。

（２）契約担当官は、説明を求められたときは、令和 7 年 5 月 26 日までに説明を求めた者に対し、電子メールにより回答する。

8. 契約条項を示す場所、入札説明資料の配布及び期間

（１）入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

ア 期間：令和 7 年 4 月 25 日から令和 7 年 5 月 26 日まで（休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 場所：〒324-0022

栃木県大田原市宇田川 1787-15

塩那森林管理署 総務グループ

電話 0287-28-3125

メールアドレス ks_enna_postmaster@maff.go.jp

（２）入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

ア 入札説明書に質問がある場合は、任意の様式による質問書を持参又は郵送で提出すること。なお、電話や電子による質問は受け付けない。

イ 期間：令和 7 年 4 月 28 日から令和 7 年 5 月 20 日まで（休日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 場所：（１）イに同じ

（３）質問に対する回答書の閲覧期間及び場所

エ 期間：令和 7 年 5 月 21 日から令和 7 年 5 月 26 日まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

オ 場所：（１）イに同じ

なお、塩那森林管理署ホームページから「公売・入札情報＞入札説明書等に対する質問書及び回答」にて閲覧することもできる。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/enna/koubai/situmon.html>

（４）現場説明は行わない。

9. 入札及び開札の日時、場所

（１）入札執行の場所

塩那森林管理署 2 階 大会議室

（２）入札の日時等

ア 電子調達システムにより参加する場合

令和 7 年 5 月 22 日午前 9 時 00 分から令和 7 年 5 月 27 日午後 1 時 50 分までに電子調達システム上で入札金額を送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

令和 7 年 5 月 27 日午後 1 時 50 分までに（１）の場所に入室し、令和 7 年 5 月 27 日午後 1 時 55 分までに入札すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。

郵便入札も可とする。その場合、上記 8（１）イの受付場所に書留郵便又は配達証明郵便で送付するものとし、令和 7 年 5 月 26 日午後 4 時 00 分までに到着したものに限る。入札書の日付は令和 7 年 5 月 27 日とすること。開札の結果、不落となった場合には、直ちに再度の入札を行うので、再度の入札に参加できないことに留意すること。

(3) 開札の日時等

- ア 開札は令和7年5月27日午後2時00分
- イ 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

(4) 再度入札

開札の結果、落札の条件を満たした入札がなかったときは、直ちに再度の入札を行うことがあるため、再度入札を希望する場合は、電子調達システムを開いたままで待機すること。ただし、再度入札に参加できる者は、第1回目の入札に参加した者のみとする。

なお、再度入札において、第1回目の最低入札価格を上回る価格で行われた入札は無効とし、第3回目の入札についても同様とする。

(5) 入札執行回数

入札執行回数は原則2回までとし、3回を限度とする。

10. 入札方法等

- (1) 紙入札方式による参加の場合は、入札書を封筒に入れて封緘の上、商号又は名称、住所、あて名を記載し「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と記載すること。また、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒には直接提出する場合と同様に商号等を記載し、外封筒には「何月何日開札（事業名）の入札書在中」と朱書すること。
- (2) 入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として認めないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合は、発注者の承認を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (5) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：免除する。

12. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 電子調達システムにより参加する場合は、9(2)アの期間中に電子調達システムにおいて入札辞退届を送信すること。
 - イ 紙入札により参加する場合は、以下の方法により入札辞退届を契約担当官等に提出すること。
 - (ア) 入札執行前にあつては、持参、郵送又は電子メール（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出して行う。
 - (イ) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出して行う。

13. 入札の無効

- (1) 競争参加資格のない者が行った入札、申請書および確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別途示す入札閲覧書類及び関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者と

していた場合には落札決定を取り消すこととする。

なお、競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて5に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 暴力団排除に関する誓約事項(別添1)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。

14. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15. 契約書の作成等

- (1) 落札者が決定したときは、決定した日から7日以内に契約書(案)により、契約書を締結するものとする。
- (2) 契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に押印し、その後、契約担当官が当該契約書の送付を受けて、押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官が押印を終えた時は、契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約担当官が契約の相手方とともに契約書に押印しなければ契約は確定しないものとする。
- (5) 概算払及び前金払は行わない

16. 関連情報を入手するための照会窓口

8(1)イに同じ。

17. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 事業管理責任者及び事業従事者は申請時に記載した者を配置すること。
- (4) 本件の入札に適用される関東森林管理局署等入札心得については、8(1)イにおいて受領すること。なお、関東森林管理局ホームページの、「各種約款等」(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>)からダウンロードすることもできる。
- (5) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて分任契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。